

- 合でも返還しない。
- その他
- (1) 危険物取扱の實務経験を有することを証明する書類は実務についての雇用主（会社の支店等にあつては支店長）の証明
 - (2) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

規則

目次

◇規則 栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

◇告示 教育職員の免許状の授与解除予定の保安林にする旨の通知

保安林の指定の解除

水産振興資金の融通要綱の一部改正

公有水面の埋立ての免許

建設省所管国有財産の用途廃止道路の位置の指定

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

栄養改善法施行細則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

国民栄養調査員は、省令第二条及び第三条の規定による調査が終了したときは、それぞれの調査票を整理し、直ちに保健所長に提出しなければならない。

第九条中「法第十条」を「法第九条の二」に改める。

別記様式第一号中「5月、8月、11月、2月」を「5月」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百四十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号氏名 本籍地

高等学校教諭一級普通免許状 昭四一高一普第一号 永井 賢晃 鳥取県

鳥取県告示第二百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所



鳥取県告示第二百四十六号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年五月十三日から用途廢

場	地目	面積	用途
米子市博労町四丁目	一七九番地先から一七七番地先まで	一七九番地先から一七七番地先まで	道路敷
	一七四番地先から一七二番地先まで	一七四番地先から一七二番地先まで	道路敷
上後藤字不明谷	一四九番地先から一五一番地先まで	一四九番地先から一五一番地先まで	道路敷
	一四七番地先から一四九番地先まで	一四七番地先から一四九番地先まで	道路敷
旗ヶ崎字長者開の岩	一七一番地先	一七一番地先	道路敷
	一七三番地先	一七三番地先	道路敷
宇山屋敷	一四四番地先	一四四番地先	道路敷
	一四六番地先	一四六番地先	道路敷
青木字宮塔	一五九番地先から一六一番地先まで	一五九番地先から一六一番地先まで	道路敷
	一六三番地先から一六五番地先まで	一六三番地先から一六五番地先まで	道路敷
和田町	三三七番地先から三二七番地先まで	三三七番地先から三二七番地先まで	道路敷
	三二七番地先	三二七番地先	道路敷
石井	三五五番地先及び三六五番地先から三六五番地先まで	三五五番地先及び三六五番地先から三六五番地先まで	道路敷
	三七一番地先	三七一番地先	道路敷
両三柳	一三二番地先から一三七番地先まで	一三二番地先から一三七番地先まで	道路敷
	一三七番地先から一三八番地先まで	一三七番地先から一三八番地先まで	道路敷
水	一八七番地先及び一八八番地先	一八七番地先及び一八八番地先	水路敷
	一八七番地先	一八七番地先	水路敷
堤	一七九番地先から一八二番地先まで	一七九番地先から一八二番地先まで	堤敷
	一八四番地先	一八四番地先	堤敷

昭和四十一年五月十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

地目	面積	用途
道路敷	一七九番地先から一七七番地先まで	道路敷
道路敷	一七四番地先から一七二番地先まで	道路敷
道路敷	一四九番地先から一五一番地先まで	道路敷
道路敷	一四七番地先から一四九番地先まで	道路敷
道路敷	一七一番地先	道路敷
道路敷	一七三番地先	道路敷
道路敷	一四四番地先	道路敷
道路敷	一四六番地先	道路敷
道路敷	一五九番地先から一六一番地先まで	道路敷
道路敷	一六三番地先から一六五番地先まで	道路敷
道路敷	三三七番地先から三二七番地先まで	道路敷
道路敷	三二七番地先	道路敷
道路敷	三五五番地先及び三六五番地先から三六五番地先まで	道路敷
道路敷	三七一番地先	道路敷
道路敷	一三二番地先から一三七番地先まで	道路敷
道路敷	一三七番地先から一三八番地先まで	道路敷
水路敷	一八七番地先及び一八八番地先	水路敷
水路敷	一八七番地先	水路敷
堤敷	一七九番地先から一八二番地先まで	堤敷
堤敷	一八四番地先	堤敷

鳥取県告示第二百四十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十一年五月十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字浦富字中浜二四七五の二〇三、字浜通り二四七五の一九一、二四七五の一九三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、字中浜二四七五の二〇一、二四七五の二〇二、字浜通り二四七五の一九四から二四七五の二〇〇まで

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
駐車場敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百四十四号
水産振興資金の融通要綱（昭和三十七年五月鳥取県告示第二百九十五号）の一部を次のように改正し、昭和四十一年四月一日から適用する。
昭和四十一年五月十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

附則に次の一項を加える。
6 昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間においては、漁業用機器資金（救命器具及び消防器具の購入）の融資に限り、まき網漁業者及び沖合底びき網漁業者を第二条に規定する漁業者等とみなす。

鳥取県告示第二百四十五号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和四十一年五月十三日次のおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。
昭和四十一年五月十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立ての場所及び面積 岩美郡岩美町大字岩本字下屋敷三八八、三八五、三八四、一番地先水面一、一七九・四平方メートル

二 埋立ての目的 道路特殊改良（第一種）工事のため

三 埋立ての工期 昭和四十一年五月九日から昭和四十一年七月三十一日まで

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日にあつたときは、翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県告示第二百四十七号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年五月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年五月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名
鳥取市田島四九〇番地 鳥取市田島字長丁村岡 清次

道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

日原字後山一六四番地先から字下宮の前七七七番三地先まで	道路敷	一一・三・六	道路敷	一一・三・六
字下宮の前一四八番地先	水路敷	三〇・七・三	水路敷	三〇・七・三
字下宮の前一七六番三地先から字ヲリ口一四一番二地先まで	道路敷	三・四・六	道路敷	三・四・六
大崎町一四四番内第一地先から一四三二番地先まで及び一四三四番地先	道路敷	二・四・三	道路敷	二・四・三
彦名字央二八四番三地先から二八五二番地先まで	水路敷	一・二・二	水路敷	一・二・二
蚊屋字芝原一六六番地先から四〇番四地先まで	道路敷	八・二・九	道路敷	八・二・九
字門畑道の上一五一番八地先から一五二番内第二地先まで	水路敷	六・四・二	水路敷	六・四・二
字川向原敷一三一番地先から一三一番二地先まで	水路敷	四・七・三	水路敷	四・七・三
字芝原一六七番一先から一六六番地先まで及び四〇番四地先	道路敷	一・四・二	道路敷	一・四・二
字門畑道の下一五一番三地先から一五二番七地先まで	水路敷	四・七・三	水路敷	四・七・三
車尾字御会所下端一〇三五番一先	道路敷	一・三・八	道路敷	一・三・八
字大池端一四二番三地先から一四二番一先まで	水路敷	〇・〇・八	水路敷	〇・〇・八
字寺の前一四二番三地先から一四二番一先まで	水路敷	四・五・一	水路敷	四・五・一
字大池端一四二番三地先から一四二番一先まで	水路敷	四・五・一	水路敷	四・五・一
字三番割東一〇三四番一先から字御会所下端一〇三五番二地先まで	道路敷	六・三・三	道路敷	六・三・三
夜見町一六九〇番二地先から一六八〇番地先まで	道路敷	六・三・三	道路敷	六・三・三

鳥取県告示第二百四十九号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則第十六号厚生省令第二十六号(第二十六条の規定)により告示する。

昭和四十一年五月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名	称	所	在	地	開	診	者
昭和四十一年四月十八日	木村医院		米子市東倉吉町六八					木村 良一
"	野津医院		鳥取市卯垣一四〇の二					野津 英順
"	森 医院		岩美郡国府町字谷一三の二					森 納
"	中河原診療所		字中河原六七ノ					森ノ 納

鳥取県告示第二百四十八号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年五月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十一年四月二十三日 野津 医院 岩美郡国府町字谷一三の二

鳥取県告示第二百五十号
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年五月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検 査 場 所
六月二十七日 午前九時三十分から午後四時	鳥取東高等学校
" 二十八日 "	修立小学校
" 二十九日 "	日進小学校